

社会福祉法人 東京清音会

**暖心苑さわやか相談室指定居宅介護支援事業所
運営規程**

暖心苑さわやか相談室指定居宅介護支援事業所運営規程

平成18年11月 1日施行

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東京清音会が開設する暖心苑指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施にあたっては、江戸川区その他関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 暖心苑さわやか相談室指定居宅介護支援事業所
 - 二 所在地 江戸川区北葛西4丁目3番地16号
(特別養護老人ホーム暖心苑1階)

(職員の職種、配置)

- 第4条 事業所に次の職員を置く。
- 一 管理者 1名
管理者は、介護支援専門員が兼務し、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
 - 二 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 一 営業日 月曜日から土曜日
ただし、休日（12月29日から1月3日までを含む）を除く

- 二 午前8時30分から午後5時30分まで
ただし、特別養護老人ホーム暖心苑との連携により、24時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省の定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅介護サービス計画を作成する。

当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供しサービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者との連絡調整を行う。

利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保健施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析表はフローチャート方式を用いる。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、おおむね月に1回程度（状況の変化が著しい場合を除く）訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者との連絡調整その他便宜の提供を行う。

三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい説明を行うとともに、相談に応じるものとする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、区境を越えて片道おおむね1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき10円を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、江戸川区内とする。

(秘密保持)

第8条 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう必要な措置を講ずる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区役所及び関係機関に通報する基とする。

(その他の運営についての留意事項)

第10条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年2回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者が社会福祉法人東京清音会に協議して定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、準備要介護認定等に係る準備居宅介護サービス計画の作成等については、平成11年10月1日行うものとする。

付則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年5月27日から施行し、平成21年5月11日から適用する。

この規程は、平成24年10月1日から施行し、9月1日より適用する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。